平成２８年（フ）第１３０９号
大阪市都島区善源寺町１丁目５番47号
破産者　アムズ・パブリシティ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７９号
大阪市浪速区芦原１丁目２番８号
破産者　株式会社アクア
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５４号
大阪市都島区大東町３丁目３番21―201号
破産者　有限会社オーシャンハウス
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２０号
大阪府八尾市上之島町北４丁目３番地
破産者　株式会社森本工芸
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０７号
神戸市長田区駒ケ林町３丁目８番11―103号
破産者　株式会社タカハシ・ライン
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４３号
岡山県総社市下林780番地
破産者　工発産業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２号
北海道岩見沢市栗沢町最上298番地106
破産者　株式会社三津谷建設
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５号
秋田県にかほ市平沢字新町109番地
破産者　有限会社アディック
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第６０号
福島県福島市松川町沼袋字北380番地
破産者　有限会社北斗運輸
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０８６号
東京都小平市学園西町３丁目21番３号
破産者　植野　　修
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１８９号
東京都府中市美好町３丁目１番地の23エステートピアベルデ301
破産者　堀川　堅二
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４０号
岐阜県関市東新町６丁目367番地１
破産者　株式会社クローバー
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６１号
静岡県伊東市富戸1104番地の60
破産者　有限会社ポアロ
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
静岡県沼津市岡宮58番地の２
破産者　株式会社伊海工務店
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
静岡県沼津市岡宮58番地の２
破産者　有限会社フジヤマ総建
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
鳥取県米子市大篠津町1154番地
破産者　株式会社都
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３８号
宮崎県延岡市萩町26番地
破産者　有限会社延岡物産
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎72番地１
破産者　株式会社明翔建設
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４２号
相模原市中央区東淵野辺１丁目11番27号　河本コーポ201
破産者　田口健一郎
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１５９号
名古屋市中村区白子町４丁目７番地　コンセール白子404号、従前の住所名古屋市中村区二ツ橋町３丁目４番地の１　ファミール中村102号
破産者　池村　淳一
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８８号
名古屋市千種区南明町２丁目８番地の２　メゾン・ド・テオリー202号
破産者　浅井　秀和
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部